

平成31年2月13日
免許付与審査会決定

罰金以上の刑に処せられた者に対する免許付与の取扱い

医療関係職種の各資格法で定められた相対的欠格事由に該当する者のうち、罰金以上の刑に処せられた者については、医療関係職種の免許の付与に際し、厚生労働省医政局に設置された免許付与審査会（以下「審査会」という。）において、免許付与の適否に関する審査を行うこととしてきたところである。

従来は、「罰金以上の刑に処せられた者に対する免許付与の取扱い」（平成27年3月24日免許付与審査会決定）に基づき当該審査を行ってきたところであるが、社会情勢等の変化を踏まえ、今般、この取扱いを変更することについて

今後は、審査会における免許付与の基本的な取扱いは以下のとおりとする。

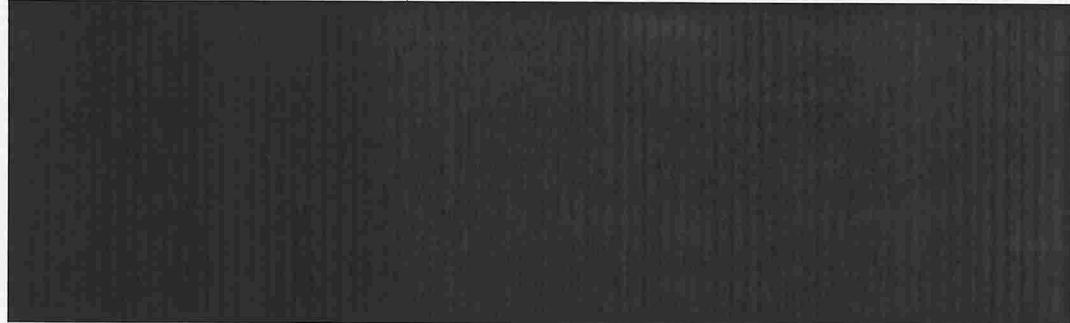
なお、「罰金以上の刑に処せられた者に対する免許付与の取扱い」（平成27年3月24日免許付与審査会決定）は、本決定をもって廃止する。

（1）免許付与の適否に関する審査対象者について



なお、刑法第27条又は第34条の2第1項の規定により刑の言渡しの効力が失われている者については、相対的欠格事由に該当しないため、審査の対象としない。

(2) 免許付与の適否に関する審査方法について



また、刑の言渡しの効力が失われていない者に対する免許を付与しない期間は、最長でも、対象者の刑の言渡しの効力が失われる日までとする。

(3) 免許の再申請があった場合の取扱いについて

審査会の決定に基づき、免許を付与しないこととした期間が経過した後に、再度、同一の者から免許の申請がなされた場合については、
[REDACTED]、改めて、審査会において免許付与の適否について審査を行うものとする。

※ 免許付与の適否に関する考え方は、社会情勢等の変化に応じ、時代とともに変化するものであるため、本取扱いについても、必要に応じて見直していくものとする。

※ 審査会については、対象者がいる場合、原則各月末に1回開催する。

<参考>

免許付与の審査対象

